

旅館業法施行細則等の改正概要について

1 趣旨

国における押印見直しの取組及び見直し結果等を踏まえ、令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号により総務部長から当県における押印見直し方針が示されている。

当方針を受け、生活衛生関係の各種規定を整理した結果、県報に登載された規定(条例、規則等)を根拠に押印を求める手続で、押印又は署名を不要とした手続について、その根拠となる様式の改正をするものである。

2 対象となる生活衛生関係規定

- (1) 旅館業法施行細則
- (2) 理容師法施行細則
- (3) 美容師法施行細則
- (4) クリーニング業法施行細則
- (5) 興行場法施行条例施行規則
- (6) 化製場等に関する法律施行条例施行規則
- (7) 公衆浴場法施行細則

3 見直しの判断結果

各規則の一部様式は、方針2(1)ウ「条例等を根拠に押印を求める手続」であり、方針3「押印見直し判断基準」(1)イ(ア)「認印の押印を求める手続」又は(イ)「登記印・登録印の押印を求める手続」①「印鑑証明書を求めておらず、印鑑照合を行っていない場合」並びに方針4(2)「署名又は記名押印を求める手続」に該当することから、押印又は署名を廃止し、記名のみを求めることとした。

4 改正内容

- (1) 各様式における「印」マークを削除するとともに、関連規定を削除した。
- (2) その他所要の改正を行った。

3 施行予定日

施行日は、令和4年1月1日とする。ただし、公衆浴場法施行細則第二条の改正規定は公布の日(令和3年12月28日)とする。